資料 6

発達障がいの診断状況等に関す るアンケート調査結果について

発達障がいの診断状況等に関するアンケート調査結果報告書

1 目的

現在の大阪市域における発達障がいにかかる医療体制の現状を把握、分析することにより、本市における発達障がいの早期発見、早期療育につなげ、より速やかに受診できる体制整備を検討するための基礎資料とする。

2 対象

小児科、精神科、心療内科または児童精神科を標榜している大阪市内の医療機関 871 か所

- 3 アンケートの内容
- (1)発達障がいの診断、診察状況
- (3) 診察までの期間
- (3) 発達障がいの診断等に関する課題や意見
- (4) その他

4 調査方法

一般社団法人大阪府医師会に調査協力について依頼したのち、各医療機関に記名自記式調査票 を郵送した。

回収は郵送、FAXにて行った。

5 調査期間

令和2年10月12日(月)に送付し12月28日(月)までを回答期限とした。

6 回収結果

配布数 871 件 回答数 532 件 (61.4%)

7 調査結果の留意点

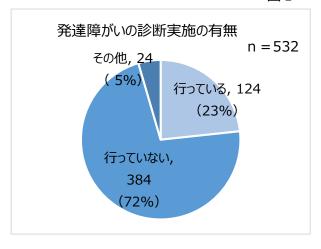
自由記述の回答内容は、回答の趣旨を分かりやすく伝えるため原文に変更を加えた。

8 結果

(1) 発達障がいの診断について

発達障がいの診断を行っている医療機関について 「行っている」は 124 か所 (23%)、「行っていない」 は 384 か所 (72%) であった。

「その他」とした医療機関は 24 か所 (5%) であり、「他院で診断されたもののフォローをしている」「診断は行っていないが、相談や今後の対応などのアドバイス等は行っている」「将来的実施できるよう準備中」などの回答であった。(図1参照)



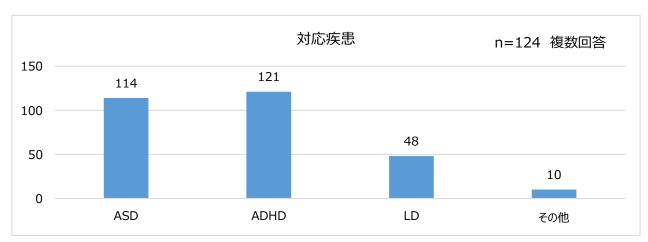
また、診断を行っている 124 か所の診療科の内訳は 小児科 28 か所 (23%)、精神科 96 か所 (77%) であ り、精神科のうち、児童精神科は 12 か所であった。 (図 2 参照)



(2) 発達障がいの診察について

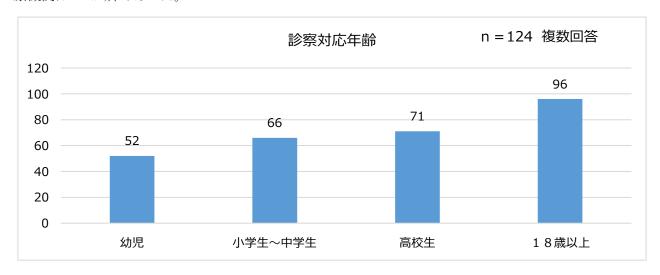
①対応している診察内容について

診断を行っている医療機関 124 か所のうち、自閉症スペクトラム障がい(ASD)の診察は 114 か所 (92%)、注意欠如多動性障がい(ADHD)の診察は 121 件 (98%) であり、90%以上の医療機関 が診察を実施している。その他診療は「知的障がい」が 3 か所、「ダウン症・言語発達遅滞・発達遅滞」が 2 か所、「心身症」、「睡眠障害・うつ・PTSD・不安障害等」、「特定不能の発達障がい」がそれぞれ 1 か所、その他内容未記載が 2 か所であった。



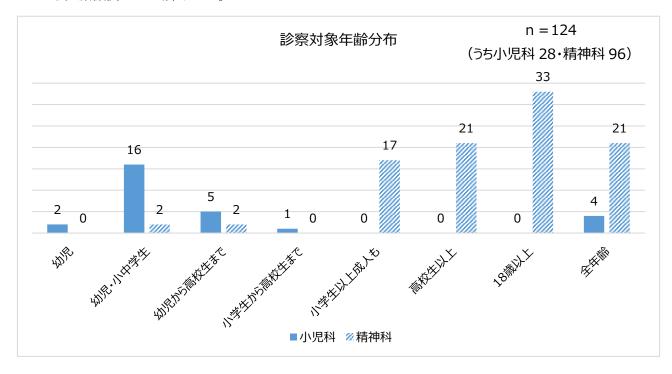
②診察対象年齢について

診察対象年齢については、就学前までの「幼児」が52 か所(42%)、「小学生から中学生」が66 か所(53%)、「高校生」が71 か所(57%)、「18 歳以上」が96 か所(77%)の医療機関が診察を行っていた。18 歳以上を診療対象としている医療機関96 か所のうち、18 歳以上のみを診察対象としている医療機関は33 か所であった。



診察対象年齢をさらに詳しく見ると、小児科では幼児のみを診察している医療機関が2か所あった。 小児科で18歳以上を含む全年齢を診察している医療機関が4か所あった。精神科では全年齢を診察している医療機関は21か所であり、小児科、精神科とも診察対象年齢を幅広く診療している医療機関がみられた。

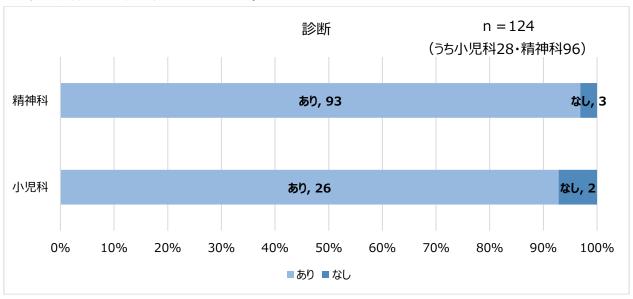
また、精神科で幼児期から小学生を診察している医療機関が 2 か所、幼児から高校生までを診察している医療機関が 2 か所あった。



③診療内容について

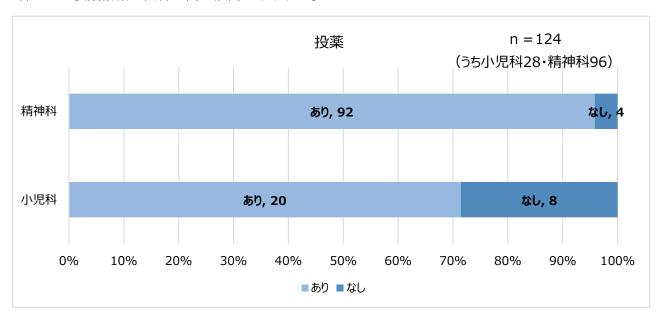
【診断】

診断については、精神科 93 か所 (97%)、小児科 26 か所 (93%) と 90%以上の医療機関で実施しており、診療科による差は見られなかった。



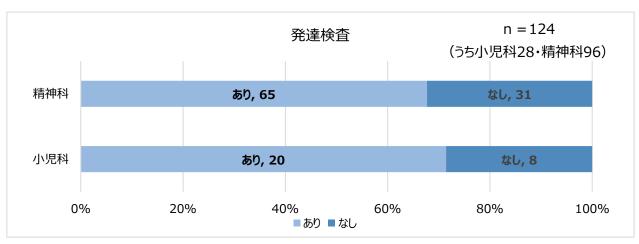
【投薬】

投薬については、精神科 92 か所 (96%)、小児科 20 か所 (71%) で実施しており、精神科では小児科と比べ投薬治療の割合が高い傾向がみられた。



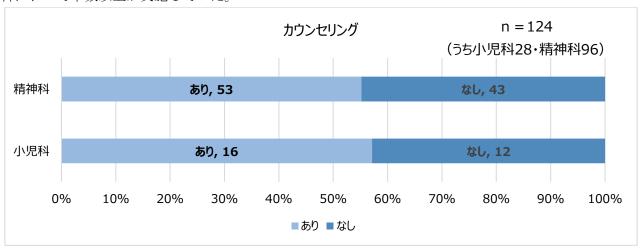
【発達検査】

発達検査については、精神科 65 か所 (68%)、小児科 20 か所 (72%) の医療機関で実施していた。



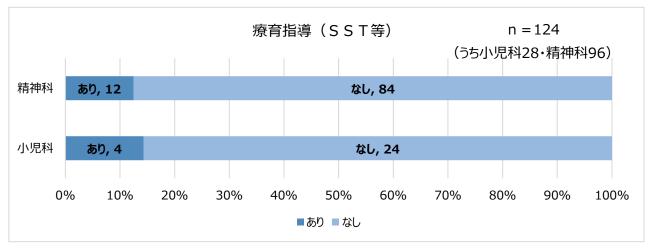
【カウンセリング】

カウンセリングの実施については、精神科 53 か所 (55%)、小児科 16 か所 (57%) であり、両診療 科において半数以上が実施していた。



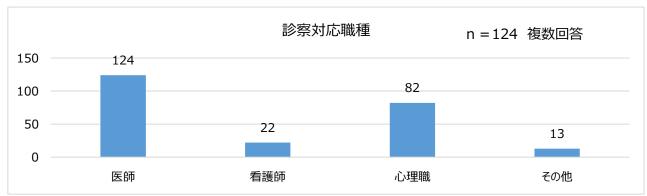
【療育指導(SST等)】

療育指導については、精神科12か所(13%)、小児科4か所(14%)の医療機関で実施していた。

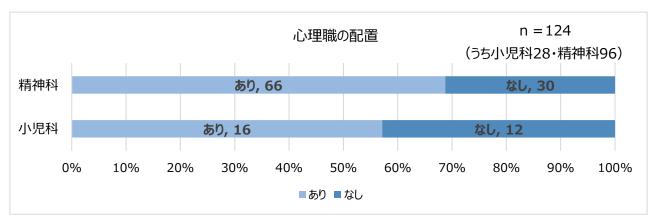


④診察担当職種について

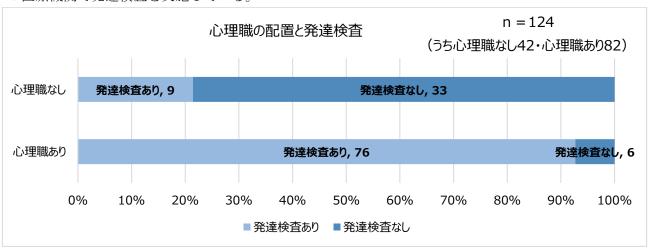
心理職の対応を行っている医療機関は82か所(66%)であった。その他職種は「精神保健福祉士」が9か所(7%)、そのほか「作業療法士」が2か所、「産業カウンセラー」「言語聴覚士・作業療法士・教師・保育士」がそれぞれ1か所であった。



診療科ごとの心理職の配置を見ると、精神科 66 か所 (69%)、小児科 16 か所 (57%) の医療機関が 心理職を配置していた。



また、心理職の配置と発達検査について関連を見ると、心理職の配置なしの医療機関 42 か所のうち 9 か所 (11%) が発達検査を実施していた。心理職の配置のある医療機関 82 か所のうち 76 か所 (89%) の医療機関で発達検査を実施している。



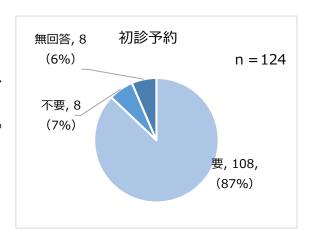
発達検査やカウンセリング、療育指導について、精神科と小児科で大きな実施率の差は見られず、小児科で診療するにあたり心理職の配置など医療機関での体制を整えて診療を行っていると考えられる。

(3) 診察までの期間について

①初診予約について

初診の際、予約の必要な医療機関は 108 か所 (87%)、 不要な医療機関は 8 か所 (7%) であった。

また、無回答の中には初診受け入れを中止している 医療機関が3か所あった。



②初診日について(令和2年10月1日を起点とする)

初診までの期間が14日以内の医療機関は小児科、精神科合わせて49か所(40%)であり、3か月以内には102か所(82%)で初診が可能であった。

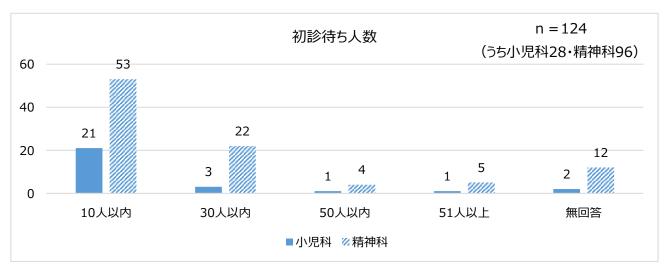
一方、6か月以上の待機もあり、1年待ちとの回答もあった。

また、無回答の中には初診受け入れを中止している医療機関が3か所あった。



③初診待機人数について

初診待機人数が 10 人以内の医療機関は小児科、精神科合わせて 74 か所 (60%) と半数以上であった。51 人以上の待機がある医療機関の 6 か所のうち、待機人数が 70 人の医療機関は 1 か所、100 人の医療機関は 1 か所であり、他の 4 か所の医療機関は人数の記載はなかった。



④再診日について(令和2年10月1日を起点とする)

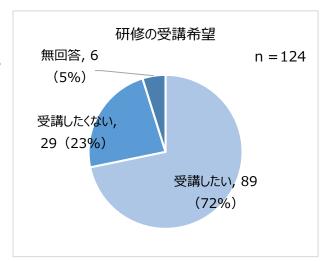
再診日までの期間が 14 日以内の医療機関は小児科、精神科合わせて 84 か所 (68%) であった。3 か 月以上は 3 か所 (1%) であった。



(4) その他

①発達障がいの診断等に関する研修が開催される場合の受講希望

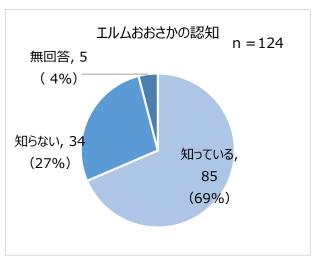
89 か所 (72%) の医療機関が研修の受講の希望ありであった。受講の希望なしの理由は多忙な状況のため」「時間に余裕がない」「専門医であるため」等であった。



②大阪市発達障がい者支援センター (エルムおおさか) の認知について

エルムおおさかについて 85 か所 (69%) の医療機 関が認知していた。

認知していない医療機関は34か所(27%)であった。



(5) 発達障がいの診断等にあたり、抱えている課題や意見(自由記載項目) 記入いただいたご意見を整理すると次の7項目に分類された。

	内容	医療機関件数	
		診断を行っている	診断を行っていない
1	他機関との連携に関すること	9	9
2	診療報酬に関すること	6	1
3	診療に伴う負担に関すること	12	11
4	啓発に関すること	7	3
5	心理判定に関すること	7	24
6	診断に係る紹介に関すること	0	51
7	プライマリケア等に関すること	0	9

【自由記載項目 抜粋】

- ① 他機関との連携に関すること
 - ・療育機関と医療機関との連携が十分できていない。療育機関の実態がわからない。
 - ・学校での課題が大きく、教諭宛て、手紙にて児の特徴や対応方法の提案を行っても、学校から対応 がない。結局(例えば)学校不適応となり、不登校状態が継続してしまう。
 - ・地域の保健センターから「紹介状(診断書)を書いてもらうように」と言われたとき、行政から 指導も詳細が不明で具体的にどのようなことに(システム)なっているのかを知りたい。

② 診療報酬に関すること

- ・発達障がいの鑑別診断に必要な心理検査、血液検査が正当な理由の記載なく査定でも減点になる。
- ・診療報酬の範囲で行っているため、心理士の人件費を考えると赤字にならざるを得ない。
- ・カウンセリング料が初診から2年までのため、2年を超えると赤字となり経営が苦しい。
- ・保険請求が小児科外来診療となり、時間をかけて診断したとしても、不採算となり、積極的に関わりづらくなった。
- ・診断のための問診や検査、診療に時間や労力を割くわりに診療報酬が少ない。
- ・非常に診断時に時間と手間がかかり、その割には精神科専門医でないので診療報酬が見合わない。一般家庭医としては診察してあげたいが、コストパフォーマンスが合わない上に、特に投薬等の必要がない場合が多い。

③ 診療に伴う負担に関すること

- ・手帳申請や公的サービス利用のための診断書の作成に時間を取られる。
- ・時間、人手がかかる。
- ・圧倒的な需要と供給のバランス不足。供給が追い付かない。
- ・受診希望者が多く、一人では処理しきれない。
- ・新患の人数が増やせない(再診のため。)

④ 啓発に関すること

- ・発達障がいが疑われた場合に、医療機関受診が必要であることが広く周知されていない。
- ・市民や教育・保育関係者へ早期受診が必要であるとの啓発活動が必要。
- ・社会の理解力が乏しい。

⑤ 心理判定に関すること

- ・WAIS は行っていない。臨床心理士はおらず、時間がかかるため。
- ・心理士が常勤でないこと。
- ・心理テスト等不能。臨床診断のみで対応している。
- ・発達障がいを正確に診断するには心理テストが必要だが、心理士を雇えない。

⑥ 診断に係る紹介受診に関すること

- ・紹介先の確保に困っている。
- ・地域ごとの紹介先、専門クリニック(病院)の情報が知りたい。
- ・診断治療等を行ってくれるところに紹介したいが、予約がたいへん取りにくい。
- ・発達障がいが疑われても、診断し、特にフォロー指導してもらえる所が少なく、予約しても数か月 先となる。
- ・発達障がいを疑う、または精査依頼があったときに紹介できる医療機関がわかりにくい。

⑦ プライマリケアに関すること

- ・プライマリケアレベルで特に小児で相談されることがしばしばある。
- ・発達の問題が疑われる場合は、まず保健センターでの相談を進めている。また、経過観察中の子どもを含め、子育て支援、周囲の支援が必要で色々な相談を聞くようにしている。診断より支援と見守りが必要と考えている。
- ・保護者からの発達に関する相談はよく受けている。いつも次につなげる医療や専門機関がわから ず苦渋している。具体的なフローチャートを作成していただければ私のようなものでも対応可能 かと思う。
- ・ベビー時代から関わっている子どもたちの発達について一番よき相談者になりうるのは、私たち 小児科医である。カウンセリングができる施設ではないが、こどもセンターからもらう発達の 検査を解釈し、次へつなぐ担い手になれればと思う。手段があれば教えていただきたい。

(6) まとめ

①診断可能な医療機関や療育機関の情報について

アンケートでは、初診までの期間については、3か月以内にはほぼ受診できるという結果であったが、 初診受け入れを中止している、初診の予約を取るまでの待機がある医療機関もある。

また、診断を行っていない医療機関からは紹介先がない、紹介できても診察までの期間が長いという 意見が多数あり、診断を実施している医療機関からも「圧倒的な需要と供給のバランス不足。供給がおいつかない」との意見があった。

療育機関等の情報の入手にも苦慮しているという意見もみられた。

②各関係機関との連携について

診断後の支援について、他機関との連携の問題に関する意見が、診断行っている医療機関、診断を行っていない医療機関ともにあり、診断を行っている医療機関と地域医療機関、各関係機関との連携について診断前、診断後とも困難感を感じている。

また、連携等に苦慮している中でも、乳幼児期から長く子どもに関わる小児科からは、小児科としてできる支援、見守りを行っていきたいという意見もあった。

③診療体制および診療報酬について

発達障がいの診断にあたっては、小児科、精神科とも心理職の配置、療育指導などの体制を構築し診断にあたっていると考えられる。

しかし、診療にあたっては診察の時間や心理職などの人員配置と比較して、診療報酬が見合わず、医療機関の負担があるという意見が見られた。

④発達障がいにかかる研修について

発達障がいにかかる研修の参加を希望する医療機関は小児科、精神科とも 70%以上あり、診断を行っていない医療機関の意見としては「プライマリケアレベルの研修会があれば参加したい」「発達障がいの勉強会などがあれば診断し専門医に紹介できることがあると思う」などであり、発達障がいに関する研修を受講し、支援につなげていきたいと考える医療機関が多いと考えられる。

その一方、研修の受講を希望しない理由は、「多忙のため」「専門医師である」「大阪自閉症研究会会 員のため」などであった。

⑤啓発について

「発達障がいに対する理解が市民、医師とも不十分」「教育担当者に知識がない」「社会の理解が乏しい」「職場や教育現場で発達障がいについて周知すべき」など、発達障がいに関しての啓発を広く行うべきとの意見が診断あり、診断なしの医療機関ともあり、理解が進まず、連携や対応に苦慮している状況が見られる。